

お客さま各位

水戸証券株式会社

「約款・規定集」の新旧対照表（2025 年 10 月 1 日改訂）

（下線部分が変更箇所です）

新（変更後）	旧（変更前）
外国証券取引口座約款 （配当等の処理） 第 7 条 （現行どおり） 2 ～ 7 （現行どおり） <u>8 配当金等の支払手続きにおいて、決済会社が配当金等の支払いを開始する日として指定した日から 5 年を経過してもなお受領されないときは、決済会社および当社はその支払義務を免れるものとします。</u> （新株予約権等その他の権利の処理） 第 8 条 （現行どおり） （1）～（4） （現行どおり） （5） 第 1 号 a、第 2 号および第 3 号により売却処分した代金については、前条第 1 項第 2 号 a ならびに同条第 2 項から第 5 項までおよび第 7 項の規定に準じて処理するものとし、<u>同条第 8 項の規定はその支払いについて準用します。</u> （6） （現行どおり） （外国証券に関する権利の処理） 第 17 条 （1） （現行どおり） （2） 外国証券に関し、新株予約権等が付与される場合は、原則として売却処分のうえ、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。<u>ただし、当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令もしくは慣行等によりまたは市場の状況により、当社が当該新株予約権等の全部または一部を売却できないときは、当該全部または一部の新株予約権等はその効力を失います。</u> （3）～（7） （現行どおり） （免責事項等） 第 31 条 （現行どおり） <u>2（株式の併合・分割などに伴う注文の取消し）</u> <u>お客さまが発注した外国証券の注文について、株式の併合、分割、新株の割当て、合併その他株式の内容や取扱いに関する変更が予定されているにもかかわらず、その実施日や条件が未確定であり、当該変更が注文に重大な影響を及ぼすおそれがあると当社が判断した場合には、当社は、当該注文の受付を拒否し、または既に受け付けた注文を取り消すことがで</u>	外国証券取引口座約款 （配当等の処理） 第 7 条 （省 略） 2 ～ 7 （省 略） <u>8 （追 加）</u> （新株予約権等その他の権利の処理） 第 8 条 （省 略） （1）～（4） （省 略） （5） 第 1 号 a、第 2 号および第 3 号により売却処分した代金については、前条第 1 項第 2 号 a ならびに同条第 2 項から第 5 項までおよび第 7 項の規定に準じて処理します。 （6） （省 略） （外国証券に関する権利の処理） 第 17 条 （1） （省 略） （2） 外国証券に関し、新株予約権等が付与される場合は、原則として売却処分のうえ、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。<u>（追 加）</u> （3）～（7） （省 略） （免責事項） 第 31 条 （省 略） <u>（追 加）</u>

新（変更後）	旧（変更前）
<u>きるものとします。</u> <u>この場合において、当該変更が予定どおり実施されたときは、当社は当該注文を一律に取り消すものとし、当該取消しにより生じた買戻し等に伴う損失については、当社の責に帰すべき事由による場合に限り、当社がその損失を負担するものとします。</u>	
附 則（2025. 10. 1） <u>1 この改正は、2030 年 10 月 1 日より施行します。</u> <u>2 改正後の第 7 条第 8 項（第 8 条第 5 号において準用する場合を含む。）の規定は、この改正規定施行の日より前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等（同号において準用する場合にあつては、同条第 1 号 a、第 2 号及び第 3 号により売却処分した代金）についても適用します。</u>	附 則 <u>この約款は、2025 年 7 月 1 日より適用させていただきます。</u>

以 上